令和二年十月十六日

徳

島 県 知 事

飯

泉

嘉

門

## 徳島県条例第五十九号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する

別表第一中六十五の二の項を六十五の三の項とし、六十五の項の次に次のように加える。

六十五の二 建築基準法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づく建築物の建蔽率若しくは壁面の 位置又は同条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

一十六万円

別表第一の備考に次の一号を加える。

建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」とする。 許証又は木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、同表の七十九の三の項中「二級建築士免許証又は木造 同表の七十九の二の項中「第五条第三項」とあるのは「第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第三項」と、「二級建築士免 が行う場合におけるこの表の七十九の項から七十九の三の項までの規定の適用については、同表の七十九の項中「免許」とあるのは この表の七十九の項から七十九の三の項までの事務を建築士法第十条の二十第一項に規定する指定登録機関(次表において「指定登録機関」という。) 「免許の登録」と、

別表第二の四の項中「及び」を「又は」に改め、 同項を同表の六の項とし、 同項の前に次のように加える。

受けていることの証明書の交付の申請に対する審査の事務

五.

指定登録機関

別表第一の百の項の事務のうち、建築士法の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の登録を

別表第二中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

合に限る。) 別表第一の七十九の項から七十九の三の項までの事務(同表の備考第十号の規定の適用を受ける場

指定登録機関

## 附 則

2 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の備考に一号を加える改正規定及び別表第二の改正規定は、令和二年十二月一日から施行する。 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請がなされている二級建築士又は木造建築士の免許、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付

又は再交付及び二級建築士又は木造建築士の免許を受けていることの証明書の交付の申請に対する審査に係る手数料の納付については、なお従前の例による。